

令和5年9月11日招集 第3回室蘭市議会定例会追加議案

目 録

番 号	件 名
議案第4号	功労者表彰の件
議案第5号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
議案第6号	教育委員会委員の任命について同意を求める件
議案第7号	公平委員会委員の選任について同意を求める件
議案第8号	室蘭市廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例中一部改正の件

功勞者表彰の件

室蘭市功勞表彰条例に基づく該当者として別紙の者を表彰したいので、同意を
求める。

令和5年9月19日提出

室蘭市長 青 山 剛

令和5年度室蘭市功勞表彰該当者

《公益功勞》

氏名	職名	表彰区分	功勞の大要
なかむら あけみ 中村 明海	元 第一鉄鋼(株) (現日鉄ファースト テック(株)) 代表取締役社長	表彰条例第 2条第1号 ア	商工会議所副会頭として、室蘭工業大学との連携による企業見学会などの人材確保支援事業をはじめ、次代の本市ものづくり産業を担う人材育成事業に尽力されるなど、本市産業経済の振興・発展に貢献
たかはし くにお 高橋 國夫	自営業	表彰条例第 2条第1号 イ	民生委員児童委員として、ときわ地区民協会長を歴任するなど、長年にわたり地域福祉問題の解決や関係機関との連携などに積極的に取り組むとともに、後進の育成にも務めるなど地域福祉の向上に貢献
かもい きよたか 鴨井 清貴	医師	表彰条例第 2条第1号 ウ	学校医として児童・生徒の保健衛生に尽力したほか、室蘭市医師会の理事として、長年にわたり地域の看護職員の養成や介護保険事業を推進されるなど、地域医療の普及・充実と公衆衛生・保健衛生の向上に貢献
かわもと やすひろ 川本 康裕	歯科医師	表彰条例第 2条第1号 ウ	学校歯科医師として児童・生徒の口腔内の健康管理に尽力されたほか、室蘭歯科医師会の役員として理事・副会長の要職を歴任するなど、長年にわたり歯科保健活動の推進と公衆衛生・保健衛生の向上に貢献
ひぬま つとむ 日沼 勉	自営業	表彰条例第 2条第1号 カ	室蘭市消防団副分団長や分団長を歴任後、消防団副団長として、長年にわたり団員の育成と組織の充実強化に努めるなど、豊富な知見と卓越した指揮能力を発揮し消防団の円滑な運営に尽力し、本市の消防防災に大きく貢献

《自治功勞》

かなはま げんいち 金濱 元一	前 室蘭市議会議員	表彰条例第 2条第2号 イ	平成15年5月から令和5年4月まで5期20年にわたり、市議会議員として、市政の発展に貢献
たむら のぶなり 田村 農夫成	前 室蘭市議会議員	表彰条例第 2条第2号 イ	平成15年5月から令和5年4月まで5期20年にわたり、市議会議員として、市政の発展に貢献

固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

本市固定資産評価審査委員会委員 近江 毅 氏 は、令和5年10月5日をもって任期満了となるので、その後任委員として、下記の者を選任したく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、同意を求める。

令和5年9月19日提出

室蘭市長 青 山 剛

記

おおみ つよし
近 江 毅

教育委員会委員の任命について同意を求める件

本市教育委員会委員 増川 拓 氏は、令和5年10月2日をもって任期満了となるので、その後任委員として、下記の者を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、同意を求める。

令和5年9月19日提出

室蘭市長 青 山 剛

記

ますかわ たく
増 川 拓

公平委員会委員の選任について同意を求める件

本市公平委員会委員 高野 聖久 氏は、令和5年10月2日をもって任期満了となるので、その後任委員として、下記の者を選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、同意を求める。

令和5年9月19日提出

室蘭市長 青山 剛

記

たか の まさ ひさ
高 野 聖 久

議案第8号

室蘭市廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例中一部改正の件

室蘭市廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正したい。

令和5年9月19日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

室蘭市廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、この条例の施行の日から令和4年6月30日までの間」を「この条例の施行の日から令和4年6月30日までの間、改正前ごみ袋等のうちごみ袋は令和5年9月20日から令和6年3月31日までの間」に改め、附則第3項中「までの間」の次に「（改正前ごみ袋等のうちごみ袋にあつては、令和5年9月20日から令和6年3月31日までの間を除く。）」を加え、同項の次に次の1項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、令和5年9月20日から令和5年11月30日までの間に販売される改正前ごみ袋等のうちごみ袋については、令和5年9月20日から令和6年3月31日までの間に限り、この条例による改正後の別表第1の規定による指定されたごみ袋とみなす。

附 則

この条例は、令和5年9月20日から施行する。

（提案理由）

令和4年4月の料金改定に併せて導入した新ごみ袋が一時的に不足することに伴い、旧ごみ袋による対応策を講ずることとしたいので、本案を提出する。

